令和３年度　国の施策並びに予算に関する提案・要望

【農林水産関係】

１　経済連携協定について

　ＴＰＰ１１協定や日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。
　また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

２　農業の振興について

（１）「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。
　なお、施策の実施に当たっては、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を十分に踏まえ、適宜見直しを図るとともに、農林漁業者に対し丁寧な説明を行うこと。

（２）「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態、人口減少社会の進展などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢、経済のグローバル化、近年の大規模災害、家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症の影響等も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。

（３）強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。
　このため、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成、さらには、きめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業の創設や拡充、地方財政措置の拡充等を講じるとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、荒廃農地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

（４）近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の防災・減災対策が重要であるため、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」終了後においても、同様の財政措置を継続すること。

特に、下流に人家や公共施設があり、決壊すると甚大な影響を与える農業用ため池に対して、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、耐震調査などの国の定額補助の期限をさらに延長するなど、財政支援の継続と更なる拡充を図ること。

また、気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調整機能の強化、農業構造や営農形態の変化等に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

（５）大規模災害が近年多発していることを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、公共土木施設災害復旧事業の手続と同程度に、災害査定の簡素化や計画変更要件緩和等の見直しを図ること。

（６）経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

また、農業保険については、加入者の拡大に向けて引き続き制度の周知や、農業者の視点に立った制度の見直しを行うこと。

（７）稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、農業経営者自らの経営判断に活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組みなど、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現を図るためには、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や輸出用米（または新市場開拓用米）、飼料用米、ＷＣＳ用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械等の整備を支援すること。

（８）都道府県が継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

（９）日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

（１０）自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業者の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。

（１１）農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を充実させること。特に、交付要件等を見直す際には、都道府県との調整や現場への周知に十分な期間を確保すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入及び人材の育成・確保に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、農業者が営農しながら本格的に経営を学ぶことができるよう、都道府県が実施する研修の運営に必要な予算を措置するなど、持続的な担い手づくりに努めること。

（１２）農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう改善を行うこと。特に、農地の出し手が機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに制度延長を検討し、単価の維持など各都道府県の必要額を踏まえた上での十分な予算措置を講じること。

（１３）農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検査体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及

（１４）未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

（１５）農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

また、マーケットインによる農業生産を推進するための取組を支援すること。

（１６）地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

（１７）畜産・酪農における地域の収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減、品質向上など生産基盤の強化並びに、増頭奨励金等の取組など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

（１８）口蹄疫やＣＳＦ・ＡＳＦ、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。

・家畜伝染病が発生した場合の感染経路の速やかな解明、飼料メーカー等に対する防疫対策への指導、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。

・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず荒廃農地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。

・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うこと。

・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。

・外国人観光客の増加に対応するため、海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。

・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を確立し、防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にすること。

（１９）産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。

（２０）畜産副産物等の再資源化を行う「化製処理施設」の整備・改修・機能強化等について、既存事業の拡充などによる支援策を講じるとともに、複数の都道府県にまたがった取組を行う施設については、補助率の引き上げを行うこと。

（２１）野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保すること。

　また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減すること等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。

（２２）東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。

・放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策に

ついて、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。

・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。

・避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。

・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

（２３）日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に２国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。また、農林水産物・食品輸出プロジェクトに参加し、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む積極的な産地への支援に係る十分な予算の確保や優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

（２４）我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の十分な予算を確保すること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、種苗法の改正について、改正の趣旨や概要等を、農業者はもとより消費者や関係業界に対して丁寧に説明するとともに、自家増殖を含めた許諾の方法について、現場に過度な負担がかからない仕組みとすること。

（２５）燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

（２６）農林水産業の６次産業化や食育及び地産地消運動を着実に推進するため、「食料産業・６次産業化交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、６次産業化の取組に必要となる施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「６次産業化サポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く、農林漁業者等の個別課題に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための支援を復活させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

（２７）東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、輸出拡大にも資するＧＬＯＢＡＬＧ.Ａ.Ｐ.等の認証取得が条件となる取引拡大が予想されるため、ＧＡＰ認証を取得する産地の拡大に向けた取組の支援を継続するほか、取組のメリットや、実需者の取引意向に関する情報提供を行うとともに、国際水準ＧＡＰに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充すること。

また、消費者や流通業者に対して、ＧＡＰの理解促進を図るとともに、都道府県ＧＡＰについても制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

（２８）増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。

（２９）スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の開発･実証プロジェクト及びスマート農業加速化実証プロジェクトを継続し、実証地を拡大するなど、スマート農業を総合的に推進していくために、十分な予算を確保するとともに、社会実装の推進に向けて取り組むこと。

また、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境等の構築、維持及び修繕に対する新たな支援制度を創設すること。

３　林業の振興について

（１）森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病害虫等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

- 間伐や主伐後の植栽・保育、路網の整備など、適切な森林整備や松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策、さらには花粉発生源対策を推進するための施策及び予算の充実
- 山地災害や風倒木被害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実
- 「防災・減災国土強靭化のための３か年緊急対策」と同様の財源措置の実施
- 今後増加が見込まれる再造林を推進するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく地方債特例措置等の継続などの支援の充実

（２）林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

・間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サプライチェーンの構築等）への支援の充実と十分な予算確保
・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化、マテリアルへの利用を促進する施策の充実
・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる経営体や人材の育成・確保に向けた施策の充実及び十分な予算確保
・ＣＬＴ等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策の充実
・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や国際博覧会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信
・主伐・再造林箇所把握のための伐採届事務のＧＩＳによるシステム化やデータベース化に加え、ＩＣＴの活用による森林資源の把握や生産管理、造林・育林作業の機械化などスマート林業施策の充実

（３）森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。

（４）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮（バーク）等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和３年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成について補助率１／２を維持するなど施策を長期にわたり継続すること。

加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

４　水産業の振興について

（１）「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

（２）漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティ

ネットの更なる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。

また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。

加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるとともに、水産業の成長産業化に向けて、ＩＣＴ等を活用したスマート水産業の取組を推進すること。

（３）周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。

・竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯２７度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
・日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
・ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
・排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化すること。
・近年、北太平洋公海域では外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源減少が懸念されていることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
・太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
・パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。

（４）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋等への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、環境汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。

（５）「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

（６）水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進するとともに、漁業法改正に伴う新たな資源管理制度への移行に当たっては、資源評価の精度向上を図ること。

また、各県が実施する貝毒検査の費用について、国において必要な予算を措置すること。

令和２年６月４日

全　国　知　事　会